

資料 4-2

事務連絡
令和5年9月〇〇日

大阪府・大阪市ＩＲ推進局長

大阪ＩＲ株式会社

代表取締役 エドワード・バウワーズ 殿

代表取締役 高橋 豊典 殿

観光庁国際観光部参事官

再発防止策の実施状況の早期の報告等について

特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（令和2年12月18日特定複合観光施設区域整備推進本部決定）において、区域整備計画の認定を受けるために適合していなければならない基準（要求基準）の一つとして、「ＩＲ事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならない。」との内容が規定されているところである。

令和5年8月29日付けIR推第1269-3号により報告のあったとおり、大阪ＩＲ株式会社等が作成した動画・パース図等について、利用許諾が得られていないアート作品及び権利処理が未了である又はその可能性を排除できない画像等が一部存在することが判明したことを踏まえ、同種事案の再発防止等を図る観点から、下記のとおり対応されたい。

記

1. 大阪府、大阪市及び大阪ＩＲ株式会社は再発防止策の実施の状況を早期に報告すること。
2. 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第37条第1項の規定による認定区域整備計画の実施の状況の評価において、以下の条件が満たされていることを確認するので留意すること。
 - ・大阪府、大阪市及び大阪ＩＲ株式会社は同種事案の再発防止を徹底すること。また、MGMリゾーツ・インターナショナルに対しても、再発防止の徹底を要請すること。
 - ・大阪ＩＲ株式会社は、コンプライアンスの確保のための取組の早期実施及び当該実施のために必要な体制の早期構築に万全を期すこと。

以上